



# 長野県報

12月22日(木)

令和4年

(2022年)

第367号

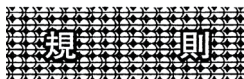
## 目次

### 規則

長野県警察の組織に関する規則の一部を改正する規則(警務課).....	1
長野県道路交通法施行細則及び自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律施行細則の一部を改正する規則(交通企画課・交通規制課).....	2

### 告示

母子及び父子並びに寡婦福祉法に基づく貸付金の元利償還金及び元利償還金の違約金の収納事務の委託(子ども・家庭課).....	5
障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定自立支援医療機関の指定(保健・疾病対策課).....	5
障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定自立支援医療機関の名称及び所在地変更の届出(保健・疾病対策課).....	5
森林法に基づく保安林の指定(森林づくり推進課).....	6
公共測量の実施(4件)(建設政策課).....	6
道路の区域変更及び関係図面の縦覧(道路管理課).....	7
長野県公安委員会等に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則に基づく手続(生活安全企画課・交通企画課・交通規制課).....	8



長野県警察の組織に関する規則の一部を改正する規則をここに公布します。

令和4年12月22日

長野県公安委員会委員長 山田千代子

### 長野県公安委員会規則第9号

長野県警察の組織に関する規則の一部を改正する規則

長野県警察の組織に関する規則(昭和38年長野県公安委員会規則第2号)の一部を次のように改正する。

別表第2の1の長野市若里交番の項中「七瀬南部」を「七瀬南部 七瀬」に改め、同表の4の須坂市横町中央交番の項から須坂市東警察官駐在所の項までを次のように改める。

須坂市横町中央交番	須坂市大字須坂	須坂市 大字日滝 大字須坂 大字豊丘 大字坂田 田の神 大字小河原 大字村山 大字八重森 大字沼目 大字塩川 大字相之島 北相之島 大字小島 豊島 旭ヶ丘
須坂市幸高南部交番	須坂市大字幸高	須坂市 大字井上 大字福島 大字中島 大字幸高 大字九反田 大字米持 大字小山 墨坂1丁目から5丁目まで 墨坂南1丁目から5丁目まで 臥竜1丁目から6丁目まで 大字五閑 大字高梨 大字八町 大字野辺 明德 望岳台 大字仁礼 大字栃倉 大字亀倉 大字米子 大字塩野

### 附則

この規則は、令和5年1月6日から施行する。ただし、別表第2の1の改正規定は、公布の日から施行する。

警務課

長野県道路交通法施行細則及び自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律施行細則の一部を改正する規則をここに公布します。

令和4年12月22日

長野県公安委員会委員長 山田 千代子

#### 長野県公安委員会規則第10号

長野県道路交通法施行細則及び自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律施行細則の一部を改正する規則

(長野県道路交通法施行細則の一部改正)

第1条 長野県道路交通法施行細則(昭和35年長野県公安委員会規則第4号)の一部を次のように改正する。

第7条第4項中「前項」を「第1項」に改め、「の各号」を削り、同項第1号中「自動車検査証の写し」を「自動車検査証記録事項(道路運送車両法(昭和26年法律第185号)第58条第2項に規定する自動車検査証記録事項をいう。第9条第2項において同じ。)が記載された書面」に改める。

第9条第2項中「道路運送車両法(昭和26年法律第185号)第60条に定める自動車検査証の写し」を「自動車検査証記録事項が記載された書面」に改める。

第18条の次に次の1条を加える。

(是正措置命令)

第18条の2 法第74条の3第8項の規定により公安委員会が是正のために必要な措置を命ずるときは、是正措置命令書(様式第16号の2)を交付するものとする。

第32条中「道路交通法」を「法」に改める。

別表第1の1の(2)中「平成6年国家公安委員会規則第18号」を「令和4年国家公安委員会規則第15号」に改める。

様式第9号中「自動車検査証の写し」を「自動車検査証記録事項が記載された書面」に改める。

様式第16号の次に次の様式を加える。

(様式第16号の2)(第18条の2関係)

第 号  
年 月 日

## 是 正 措 置 命 令 書

様

長野県公安委員会

道路交通法第74条の3第8項の規定により、下記のとおり是正のために必要な措置をとるべきことを命じます。

## 記

- 1 命令に係る自動車の使用者  
事業所名  
所在地  
代表者氏名
- 2 措置内容
- 3 理由

(備考) 1 この処分に不服があるときは、この処分があつたことを知つた日の翌日から起算して3月以内に長野県公安委員会に対して審査請求をすることができます(なお、処分の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。)

2 処分の取消しの訴えは、この処分があつたことを知つた日の翌日から起算して6月以内に、長野県を被告(当該訴えにおいて長野県を代表する者は、長野県公安委員会となります。)として、提起することができます(なお、処分の日の翌日から起算して1年を経過すると提起することができなくなります。)。ただし、審査請求をした場合には、その裁決があつたことを知つた日の翌日から起算して6月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

(自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律施行細則の一部改正)

第2条 自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律施行細則(平成14年長野県公安委員会規則第9号)の一部を次のように改正する。

第2条中「及び第18条」を「、第18条及び第18条の2」に、「第20条」を「次条及び第20条」に改め、「様式第4号」との次に「、道路交通法施行細則第18条の2中「法」とあるのは「運転代行業法第19条第1項の規定により読み替えて適用される法」と、「様式第16号の2」とあるのは「運転代行業法施行細則様式第4号の2」とを加える。

様式第4号の次に次の様式を加える。

(様式第4号の2) (第2条関係)

第 号  
年 月 日

是 正 措 置 命 令 書

様

長野県公安委員会

自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律第19条第1項の規定により読み替えて適用される道路交通法第74条の3第8項の規定により、下記のとおり是正のために必要な措置をとるべきことを命じます。

記

- 1 命令に係る自動車の使用者  
事業所名  
所在地  
代表者氏名
- 2 措置内容
- 3 理由

(備考) 1 この処分不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に長野県公安委員会に対して審査請求をすることができます(なお、処分の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。)

2 処分の取消しの訴えは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、長野県を被告(当該訴えにおいて長野県を代表する者は、長野県公安委員会となります。)として、提起することができます(なお、処分の日の翌日から起算して1年を経過すると提起することができなくなります。)。ただし、審査請求をした場合には、その裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

附 則

この規則は、交付の日から施行する。ただし、第1条中長野県道路交通法施行細則第7条第4項第1号、第9条第2項及び様式第9号の改正規定は、令和5年1月1日から施行する。

交通企画課  
交通規制課